

社会福祉法人遠野市保育協会定款

昭和49年2月19日
厚生省収児第228号

改正

昭和50年2月5日	議案第26号	昭和51年11月6日	議案第21号	昭和52年3月30日	議案第30号
昭和53年2月27日	議案第18号	昭和53年10月20日	議案第14号	昭和54年3月24日	議案第31号
昭和55年3月4日	議案第18号	昭和55年6月25日	議案第1号	昭和56年3月28日	議案第19号
昭和56年7月11日	議案第1号	昭和57年2月22日	議案第14号	昭和57年3月26日	議案第15号
昭和57年6月28日	議案第1号	昭和58年12月22日	議案第9号	昭和59年6月28日	議案第1号
昭和59年7月31日	議案第6号	昭和60年6月10日	議案第1号	昭和60年9月20日	議案第4号
平成元年3月22日	議案第20号	平成3年1月28日	議案第7号	平成4年5月21日	議案第1号
平成5年7月28日	議案第2号	平成6年3月23日	議案第12号	平成10年1月20日	議案第8号
平成10年3月19日	議案第13号	平成10年5月20日	議案第1号	平成11年5月18日	議案第1号
平成12年1月20日	議案第7号	平成13年3月21日	議案第16号	平成14年3月19日	議案第15号
平成15年3月31日	議案第22号	平成16年3月15日	議案第20号	平成16年5月13日	議案第1号
平成16年12月10日	議案第15号	平成17年11月21日	議案第16号	平成18年2月1日	議案第20号
平成18年12月8日	議案第12号	平成19年3月20日	議案第16号	平成19年12月19日	議案第7号
平成20年5月20日	議案第2号	平成21年9月29日	議案第3号	平成24年3月16日	議案第14号
平成25年5月22日	議案第2号	平成25年12月19日	議案第5号	平成27年9月24日	議案第4号
平成28年12月20日	議案第6号	平成30年6月21日	議案第2号	平成30年12月13日	議案第10号
令和2年6月23日	議案第1号	令和3年6月24日	議案第1号	令和3年12月20日	議案第18号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 評議員（第5条－第8条）

第3章 評議員会（第9条－第15条）

第4章 役員及び会計監査人並びに職員（第16条－第26条）

第5章 理事会（第27条－第32条）

第6章 資産及び会計（第33条－第40条）

第7章 解散（第41条・第42条）

第8章 定款の変更（第43条）

第9章 広告の方法（第44条・第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の第二種社会福祉事業を行う。

- (1) 保育所の経営
- (2) 児童厚生施設の管理（指定管理者）
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人遠野市保育協会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的、かつ、適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県遠野市東館町8番12号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が180,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度、評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事を置いた場合は、常務理事をもって社会福祉法（昭和22年法律第45号）第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。
（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（会計監査人の職務及び権限）

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従った額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事務局の長（以下「事務局長」という。）及び設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 事務局長及び施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事（理事長、常務理事、業務を執行した他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置き、議長には理事長が当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 岩手県遠野市材木町85番地1、85番地15、85番地16所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建 遠野保育園 園舎1棟（752.00平方メートル）
- (2) 岩手県遠野市材木町85番12所在の遠野保育園敷地（1,535.16平方メートル）
- (3) 岩手県遠野市材木町85番15所在の遠野保育園敷地（73.00平方メートル）
- (4) 岩手県遠野市材木町85番1所在の遠野保育園敷地（665.00平方メートル）
- (5) 岩手県遠野市材木町85番16所在の遠野保育園敷地（330.65平方メートル）
- (6) 岩手県遠野市六日町230番地24所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建神明保育園 園舎1棟（617.40平方メートル）
- (7) 岩手県遠野市六日町230番24所在の神明保育園敷地（1,492.44平方メートル）
- (8) 岩手県遠野市六日町249番5所在の神明保育園敷地（19.83平方メートル）
- (9) 岩手県遠野市六日町255番2所在の神明保育園敷地（80.91平方メートル）
- (10) 岩手県遠野市六日町260番1所在の神明保育園敷地（891.00平方メートル）
- (11) 岩手県遠野市小友町16地割105番地3所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建岩滝保育園 園舎1棟（439.80平方メートル）
- (12) 岩手県遠野市小友町16地割105番3所在の岩滝保育園敷地（2,773.75平方メートル）
- (13) 岩手県遠野市小友町16地割81番8所在の岩滝保育園敷地（149.79平方メートル）
- (14) 岩手県遠野市土淵町土淵3地割53番地2、53番地3、53番地2先、92番地所在の木造瓦葺

平家建 土淵保育園 園舎 1 棟 (576.51平方メートル)

- (15) 岩手県遠野市土淵町土淵 3 地割53番 3 所在の土淵保育園敷地 (1,269.42平方メートル)
- (16) 岩手県遠野市青笹町青笹11地割22番地 4、22番地 1 所在の木造かわらぶき平家建青笹保育園 園舎 1 棟 (682.87平方メートル)
- (17) 岩手県遠野市青笹町青笹11地割22番 4 所在の青笹保育園敷地 (2,318.59平方メートル)
- (18) 岩手県遠野市松崎町白岩13地割42番地 1 所在の木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 白岩保育園 園舎 1 棟 (679.95平方メートル)
- (19) 岩手県遠野市附馬牛町下附馬牛11地割31番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建附馬牛保育園 園舎 1 棟 (357.34平方メートル)
- (20) 岩手県遠野市綾織町下綾織12地割22番地 1、18番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建綾織保育園 園舎 1 棟 (476.15平方メートル)
- (21) 岩手県遠野市松崎町駒木24地割50番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建松崎保育園 園舎 1 棟 (385.56平方メートル)、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建物置 1 棟 (39.62平方メートル)
- (22) 岩手県遠野市上郷町板沢11地割 6 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建上郷保育園 園舎 1 棟 (748.00平方メートル)
- (23) 岩手県遠野市上郷町板沢11地割 6 番 2 所在の上郷保育園敷地 (1,398.00平方メートル)
- (24) 岩手県遠野市松崎町白岩13地割42番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 園舎 1 棟 (109.57平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、遠野市長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合には、遠野市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、遠野市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けな

ればならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を遠野市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人遠野市保育協会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 松 本 敬 一
理 事 佐 藤 薫
理 事 工 藤 英 郎
理 事 柴 又 好 三
理 事 柳 橋 徳 郎
理 事 菊 池 正 光
理 事 佐々木 一 枝
理 事 阿 部 芳 則
監 事 佐 藤 知 世
理 事 立 花 精 太 郎
監 事 葛 卷 サ ダ

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和51年6月7日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和52年8月9日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和54年7月23日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和54年8月1日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和58年1月20日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和58年2月8日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和58年3月11日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和60年2月21日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣が認可した日（昭和62年3月25日）から施行する。

附 則

この定款は、岩手県知事が認可した日（平成3年4月17日）から施行する。

附 則

この定款は、岩手県知事が認可した日（平成9年10月17日）から施行する。

附 則

この定款は、岩手県知事が認可した日（平成10年11月16日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成12年9月21日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成13年5月21日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成15年6月3日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成16年4月12日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成16年7月5日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成17年5月31日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成17年12月27日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野地方振興局長が認可した日（平成18年2月24日）から施行する。

附 則

この定款は、県南広域振興局長が認可した日（平成18年12月21日）から施行する。

附 則

この定款は、県南広域振興局長が認可した日（平成19年6月11日）から施行する。

附 則

この定款は、県南広域振興局長が認可した日（平成20年2月27日）から施行し、役員に関する第5条の2、第5条の3及びその関連規定については、次期役員改選時から適用する。

附 則

この定款は、県南広域振興局長が認可した日（平成20年7月14日）から施行し、次期役員改選時から適用する

附 則

この定款は、県南広域振興局長が認可した日（平成21年10月23日）から施行し、平成21年4月1日から適用する

附 則

この定款は、県南広域振興局長が認可した日（平成24年6月15日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（平成25年6月28日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（平成26年1月29日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（平成27年11月9日）から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（平成30年7月23日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（平成31年1月28日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（令和2年7月13日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（令和3年7月14日）から施行する。

附 則

この定款は、遠野市長が認可した日（令和4年3月10日）から施行する。ただし、第1条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和4年4月1日から施行する。